

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成24年9月7日(金)午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	奥田 信宏	副委員長	戸谷 裕治
	委員	伊藤 俊一	委員	黒川 勝好
	委員	佐藤 茂	委員	大原 龍彦
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	総務部長	加藤 恒弘	総務部次長 兼 税務課長	服部 康彦
	安心安全課長	岡村 智彦		
職務のため 出席した者	議長	中村 英子	議事局長	松岡 英雄
	補佐	伊藤 恵美子	書記	服部 有規
付託事件	議案第49号 蟹江町防災会議条例及び蟹江町災害対策本部条例の一部改正について			

○委員長 奥田信宏君

皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきましてありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから全委員出席のもとに防災建設常任委員会を開会をいたします。

本委員会に付託されております案件は1件であります。慎重かつ活発に審査をお願いをしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりあいさつをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて長くされるようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようよろしくお願いをいたします。

それでは、付託されております議案第49号「蟹江町防災会議条例及び蟹江町災害対策本部条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

(「補足説明はございませんので、よろしく申し上げます」の声あり)

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

○副委員長 戸谷裕治君

ちょっと町長にお尋ねいたします。

防災対策委員会というの、町長の諮問ということで別につくられるということですよ、これ。そこからこの条例に従って、これから何か災害が起きたときにはすぐに立ち上げて審議をしたい、する場所を設けるということになるんですよ。そして、その会というのはもう、今大体町長のほうから大体人選をされているわけですよ。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、今回の一部を改正する条例でございますが、今、副委員長様ご質問ありました、別にそういうメンバーみたいな委員会の人はどういうふうだというようなことにつきましては、蟹江町防災会議条例の一部改正の中の第3条第5項中の8号を9号とし、7号の次に1号を加えるということで、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」というところの部分だと思われま。

また、蟹江町災害対策本部条例の一部改正ということで、蟹江町災害対策本部条例の一部を改正するというので、この1条のところですが、これは災害対策基本法の第23条第7項の規定に基づきというものが変更になりまして、こちらは23条の2第8項というものに変更という格好になります。

防災会議の条例の一部改正で、委員のメンバーというところには、自主防災組織を構成する者というところにおきまして、学識経験のある者のうちから町長が任命する者を加えるということになりますので、防災会議の委員というものは蟹江町の中では14名の組織で成り立っております。こちらの条例の中では防災会議は会長及び委員15人以内をもって組織するというようになっておりますが、その中において今回の一部改正につきましては学識経験者、防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちからということの町長が任命する者を加えるということですので、そちらのほうの任命する者を加えるということになりますと、学識経験者という者とか、または自主防災組織を構成するという者が今現在は入っておりませんので、こちらのほうの一部改正に伴いまして、ご承認をいただければ、また任期が2年ございますので、5月末まで、26年5月末までございますから、今度の5月1日からということになると思いますけれども、途中で1年間なりますけれども、追加で新たな方を追加して入れたいというようなことを考えております。

○副委員長 戸谷裕治君

今、ご質問差し上げたのは、そういうぐあいにはふえるのかなという思いと、それと僕もちよっと勉強不足で、防災会議のメンバーとかを余り知らないもので、一度お教え願えたら。

○安心安全課長 岡村智彦君

現在、蟹江町防災会議委員というものがまず14名、会長は町長でございます。委員、議会議長様、それから水防議員、蟹江警察署長、消防団長、蟹江町医師会代表、蟹江町歯科医師会代表、NTT西日本名古屋支店尾張設備サービスセンター所長、郵便事業株式会社蟹江支店長、中部電力株式会社港営業所長、中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全サービスセンター支所長、愛知県海部建設事務所長、土地改良区理事長、それから14人目が嘱託委員会会長でございます。

以上のメンバーで防災会議の委員ということで成り立っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員 大原龍彦君

防災会議の委員は若干名ということは15からある程度ふやすということですか。

○安心安全課長 岡村智彦君

こちらのほうは蟹江町防災会議条例の中で、会長及び15人以内ということになっておりますので、現在は会長会わせて14名ですので、こちらのほう、また先ほどの一部改正の中で学識経験者等ということで1人をもしよければふやしたいというように考えております。1名

を。今14名ですけれども。

○委員 大原龍彦君

私もそう思っておったんですけれども、こういう重要なときですから、やっぱり学識経験者、本当に防災に関係のある人を若干名入れていただいて、そして会議を開いてもらったら一番いいんじゃないかなと思うけれども、これ年に何回だったね。年に何回これやりますか。

○安心安全課長 岡村智彦君

予算では年に2回になっておりますが、防災会議、第1回だけやっておりますけれども、1回行っております。

あと先ほどの学識経験者ということで、参考といたしまして、近隣の海部の市町村でございますが、まず飛島村に関しましては18名、こちらのほうは名古屋大学減災連携研究センターの教授が2名、川崎准教授と護教授が昨年の東日本大震災を契機にいたしましてアドバイザー兼防災委員ということで委嘱をされたそうです。また追加で、我々蟹江町のほうでは中部電力とかNTTも委嘱で入っておりますが、飛島村さん入っていなかったようですので、そちらのほうも入れたいということがございます。

弥富市につきましては、現在この一部改正につきましては上程されておられませんので、12月議会のほうで予定をされておるそうです。ただ、防災グループの代表者が入っておりますということ聞いております。

あま市につきましては、15人が25人と。ネットワーク会議委員というものがございまして、区の代表6人から選出をして、NPOのあと法人の代表の方とか、あとNTT、中電も入っていないということ聞いておりましたので、そちらも追加をしたいということ聞いております。

愛西市につきましては、まだ未定ということがございます。大治町も未定でございます。

津島市が25人ということで、新規追加はございません。日赤奉仕団代表者という者を充てるということで、現在も参画されてみえるそうですので、そちらを充てたいと。将来的には自主防災会議の代表者を想定をしているということ聞いております。

蟹江町につきましては14名ということがございますので、お願いします。

○副委員長 戸谷裕治君

そうしますと、例えば中電の港とかそういう支所とかというのは他の市町村と重なる場合が出てくるんですね、可能性として。そういうことですね。

○安心安全課長 岡村智彦君

当然NTTの名古屋支店の支店長さんとか中部電力港営業所の所長様、重なると思いますので、ただ、各市町村それぞれの防災会議の日程がございますので、そのところを調整をした上でということ、代理の方でもお見えになるケースもあると考えます。

○委員長 奥田信宏君

他に質疑はございませんか。

○委員 大原龍彦君

このメンバーの中に中日本高速道路とありますですね、高速道路。それ委員が1人見えますが、こういう高速道路の避難所とかそういう話は出たことありますか。

○安心安全課長 岡村智彦君

蟹江町の防災会議の中ではそういうお話は出ておりませんが、以前に私どものほうから高速道路の一時避難所としてそういう避難場所についてお願いをしてみました。津波に対する対応ということで、蟹江町の場合、高速道路ございますので、のり面の部分とか、または高速道路の上のところに入った場合のケースはどのように対応していただけるかということでお願いはしてあります。自己責任において路肩にいていただくしかないということが想定をされております。

また、昨今は副知事、愛知県の副知事様が、中日本の高速道路ののり面につきましては、そのように協定を各市町村結んでもらえばいいんですが、中日本高速道路のほうからは使っていた方がいいという了承はいただいております。

ただ、やはりのり面の部分を中央道からすぐ入った部分、少ない箇所でございますので、どうしてもそういうのり面のところというのが急ですので、はしごなど載せていただけないかという要望も出しております。また、最低限のルールでやはり行っていただきたいということで、協定のほうもできましたらお願いをしたいということでございますが、なかなか中日本高速道路様のほうがいろいろと、人道的にはいいんですが、やはり危険な部分があるということで、高速道路の上の部分の路肩のほうに、じゃいいですよとかという書面で行うということはもう少しちょっと待ってくださいということで、要望は出してあるんですが、返答待ちということになっておりますので、再度また中日本高速道路のほうにお伺いして話をして進めたいというふうに思っております。

○副委員長 戸谷裕治君

一番これ重要な部分というのは、以前のあれを見ますと災害が発生したときということを防災という形に変えていきたいということがあるということですか、これ。ここに旧のやつが出ていますけれども、災害が発生した場合に当該災害に関する情報を収集するという。

○総務部長 加藤恒弘君

この条例改正につきましては、今おっしゃいましたように現場で実際に起こった場合の内容については災害対策本部のほうへ移すということで、ここにありましたその一文を解除したということでもあります。

そして、この防災会議条例のほうにつきましては、この防災対策のほうの基本的な内容のほうを審議するブレーンの存在といいますか、そういう形での強化を進めるというのが災害基本法の内容でございますので、それに合わせた形で改正がされるということでございます。

す。

(「おっしゃるとおり、当然ですよ。そういう形がベストだと思います」の声あり)

○委員長 奥田信宏君

それでは、他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「蟹江町防災会議条例及び蟹江町災害対策本部条例の一部改正について」は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託されました1件は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いをいたします。

これで防災建設常任委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

(午後 1時45分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 奥田信宏